

**令和6年度 観光データを活用したデータコンサルティング事業
業務委託企画提案審査委員会設置要綱**

(設置)

第1条 静岡県観光協会が「令和6年度 観光データを活用したデータコンサルティング事業」を委託するあたり、企画提案方式により最も適したものを選定するために、観光データを活用したデータコンサルティング事業業務委託審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 契約候補者の選定に関する事項
- (2) 提案書の採用に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長と委員で組織し、別表のとおり構成する。

2 委員長は会務を掌握する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議に付する事案について緊急を要する場合は、委員長が個別に委員から同意を得ることで、会議に代えることができる。

(議事の取扱い)

第5条 議事については、非公開とする。

(秘密の保持)

第6条 会議に出席した者は、この会議について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、公益社団法人静岡県観光協会において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月2日から施行する。

別表

委員長	公益社団法人静岡県観光協会事業統括ディレクター	上田 和佳
委員	静岡県スポーツ文化・観光部観光交流局観光政策課班長 静岡県スポーツ文化・観光部観光交流局観光政策課主任 公益社団法人静岡県観光協会事務局長 公益社団法人静岡県観光協会国内マーケティング課長	阿形 高紘 安達 拓孝 中村 佳史 清水 史生